

1 調査名称：川西市総合都市交通体系調査

2 調査主体：川西市

3 調査圏域：川西市全域

4 調査期間：平成21年度～平成22年度

5 調査概要： 川西市の未着手都市計画道路の多くは、旧都市計画法や高度成長期の市街地拡大などを前提に計画されており、その多くが都市計画決定後30年以上経過している。また、近年の人口減少、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に伴い、最新の将来自動車交通需要予測では、緩やかな減少傾向にあるとの予測がなされており、効率的な道路整備を進めていく必要がある。さらに、必要性の低下している道路をこのまま存続させることは、不必要な建築制限や土地の有効活用の阻害など、新たな時代に向けた効率的な道路整備の支障になる可能性がある。

このような状況を受け、本調査は、川西市の既定都市計画道路のうち幹線街路の事業未着手の区間について、その必要性を再検証したうえで、新たな時代に求められる都市計画道路網の適切な見直しを行い、見直し路線の抽出を行う。

I 調査概要

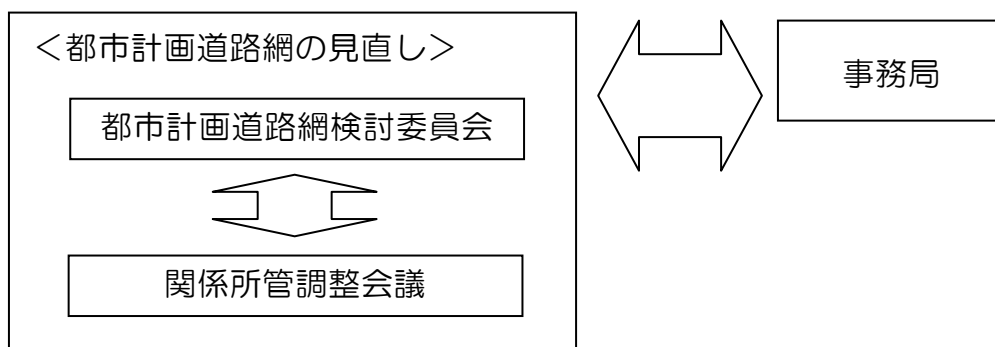
1 調査名

川西市都市計画道路網見直し業務委託（その2）

2 報告書目次

- I 業務の概要
- II 都市計画道路網見直しに関する検討
 - 1. 存続対象路線の検討
 - 2. 廃止候補路線の検討
- III 都市計画道路網の見直し評価
 - 1. 見直し指針の修正
 - 2. 都市計画道路網の見直し評価
- IV 見直し検討委員会資料の作成
 - 1. 第4回委員会資料
 - 2. 第5回委員会資料
 - 3. 第6回委員会資料
- V パブリックコメント等への対応

3 調査体制



4 都市計画道路網検討委員会名簿

	氏 名	所 属
委員長	的場 副市長	川西市
副委員長	水田 副市長	川西市
委員	本荘 部長	川西市 企画財政部
委員	益本 部長	川西市 総務部
委員	多田 部長	川西市 市民生活部
委員	今北 部長	川西市 健康福祉部
委員	中西 部長	川西市 土木部
委員	菅原 部長	川西市 まちづくり部
委員	牛尾 部長	川西市 教育振興部
委員	今西 消防長	川西市 消防本部
アドバイザー	野呂 充	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
アドバイザー	松村 暢彦	大阪大学大学院工学研究科 准教授

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

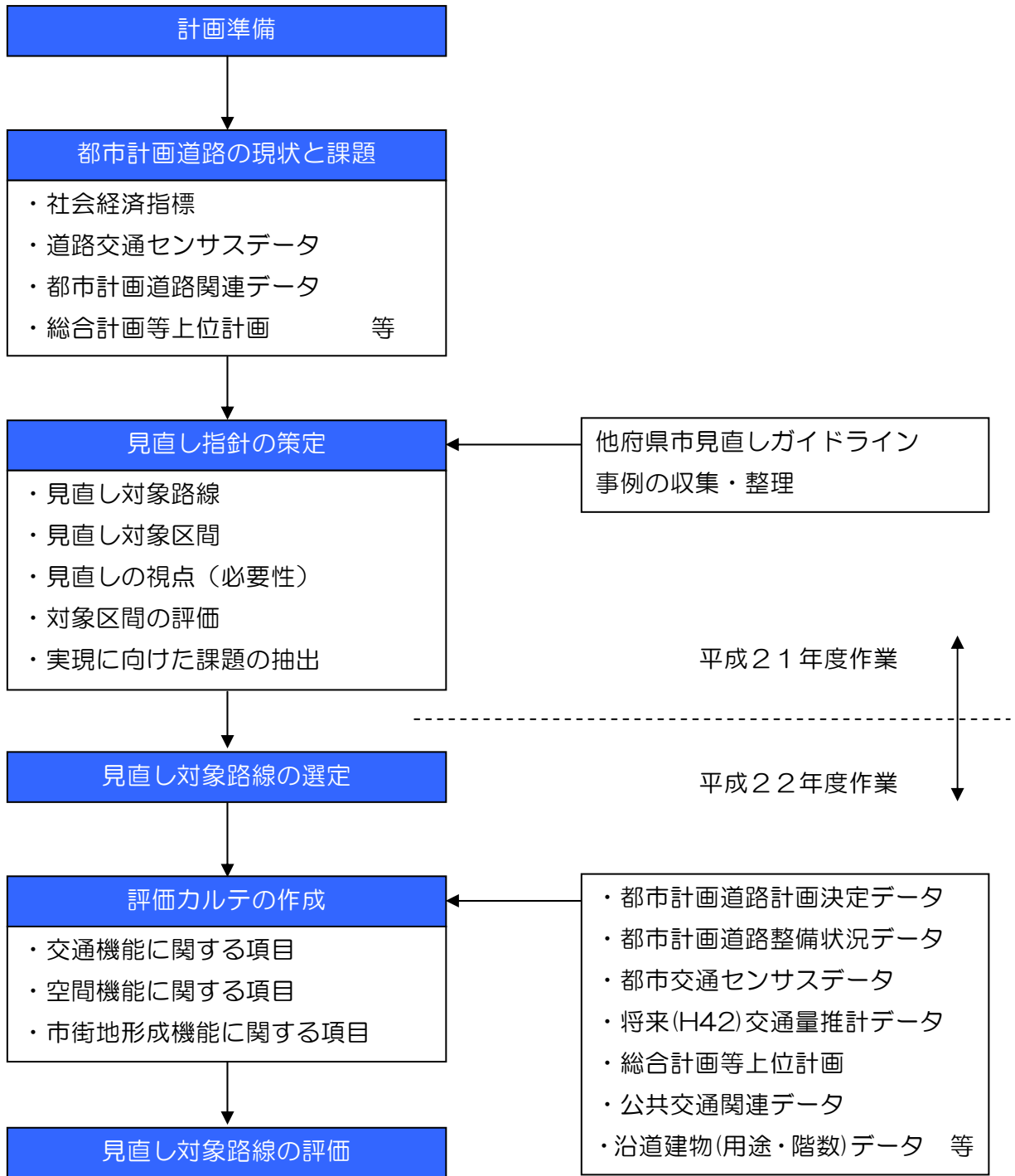
現在、本市では43路線、約60kmの都市計画道路等が都市計画決定されているが、その内約33%、約20kmが未整備となっている。これらの道路の多くは高度成長期の市街地拡大など「都市化社会」を前提に計画されたものであり、都市計画決定後30年以上を経過した路線がほとんどを占めている。

一方、人口減少・少子高齢社会の到来や自動車交通需要の減少など社会情勢の変化に加え、市街地の拡大傾向も鈍化するなど、都市計画道路網を取り巻く状況は大きく変化しており、都市計画決定後、長期にわたって事業が実施されていない路線や区間の中には、時間の経過とともに、道路に求められる機能や役割が変化しているものも生じている可能性がある。

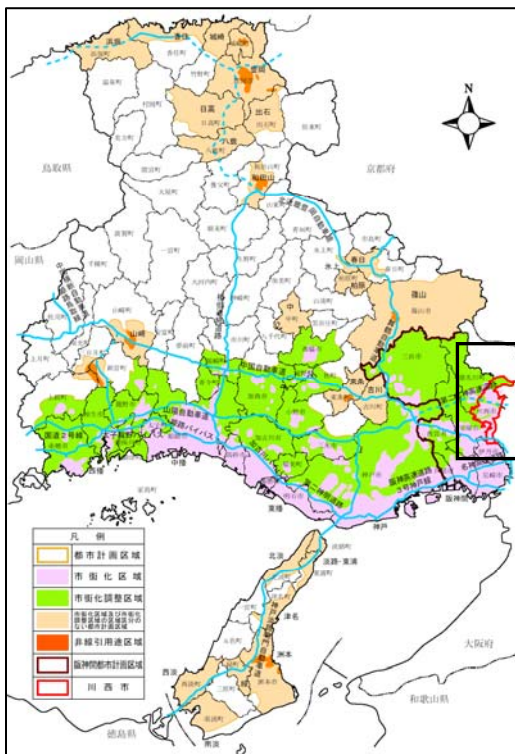
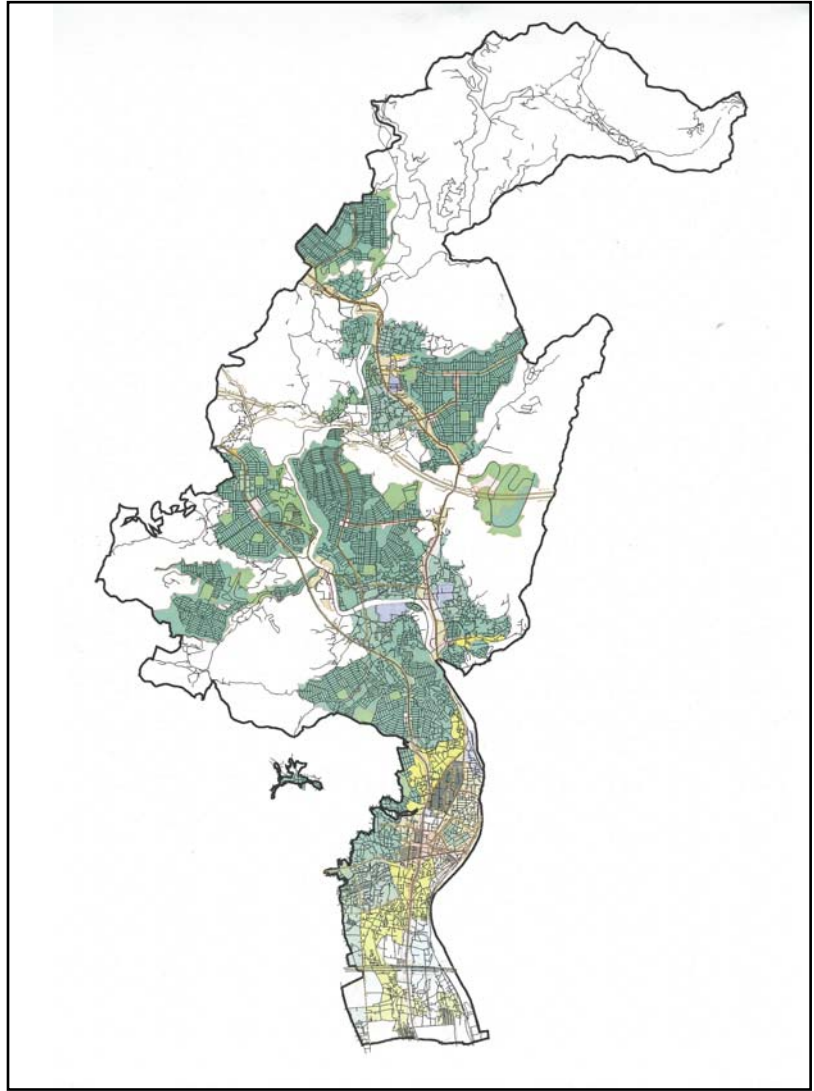
このようなことから、本市においても長期にわたって事業が実施されていない路線や区間については、その必要性を再検証したうえで、新たな時代に求められる都市計画道路網の適切な見直しを行う必要がある。

今回、都市計画道路網の見直しにあたり、平成21年6月に「川西市都市計画道路網検討委員会」を設置し、道路機能や将来交通流動など多方面から検討を行った。

2 調査フロー



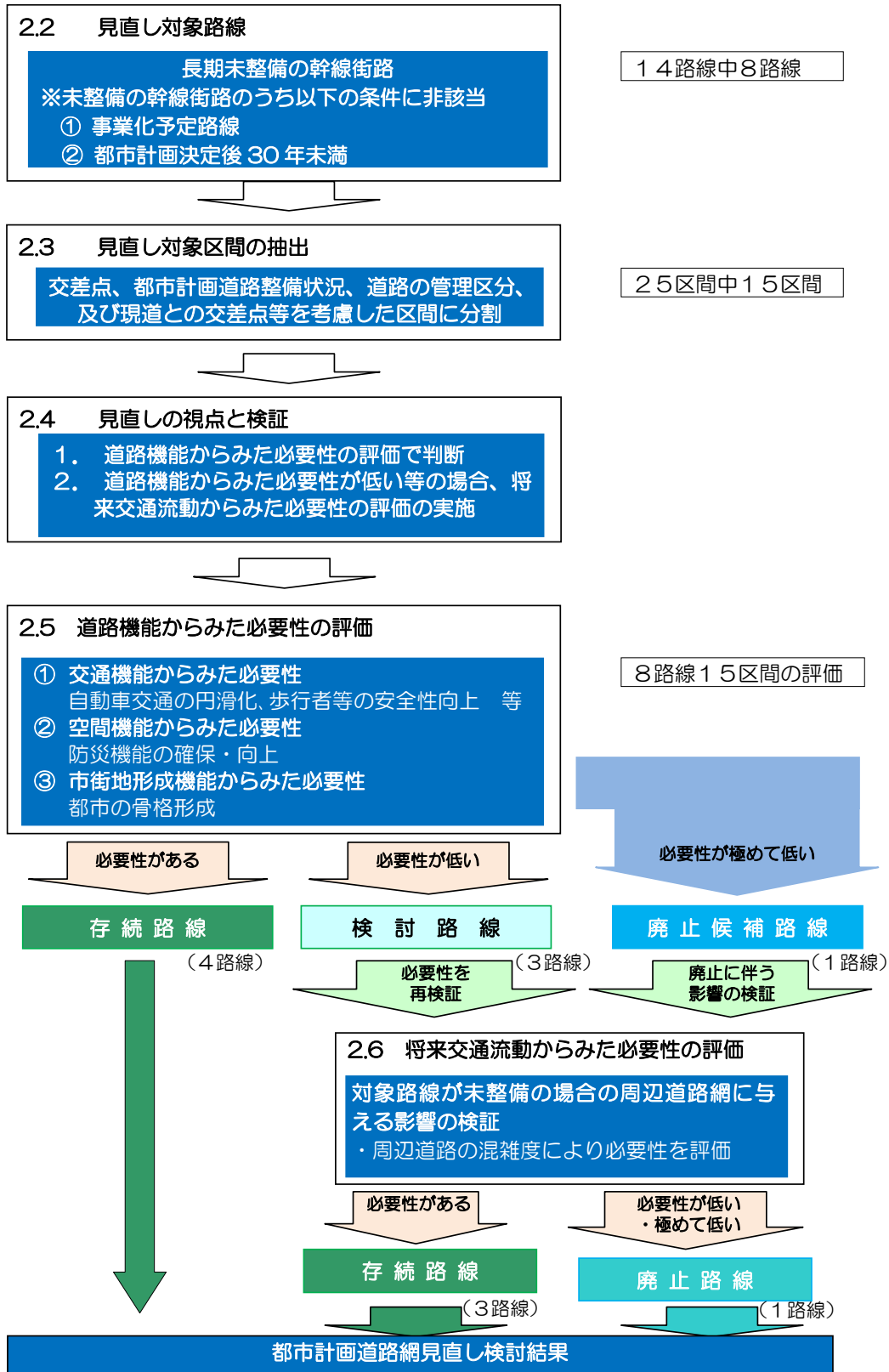
3 調査圏域図



4 調査成果

1) 見直し指針の策定

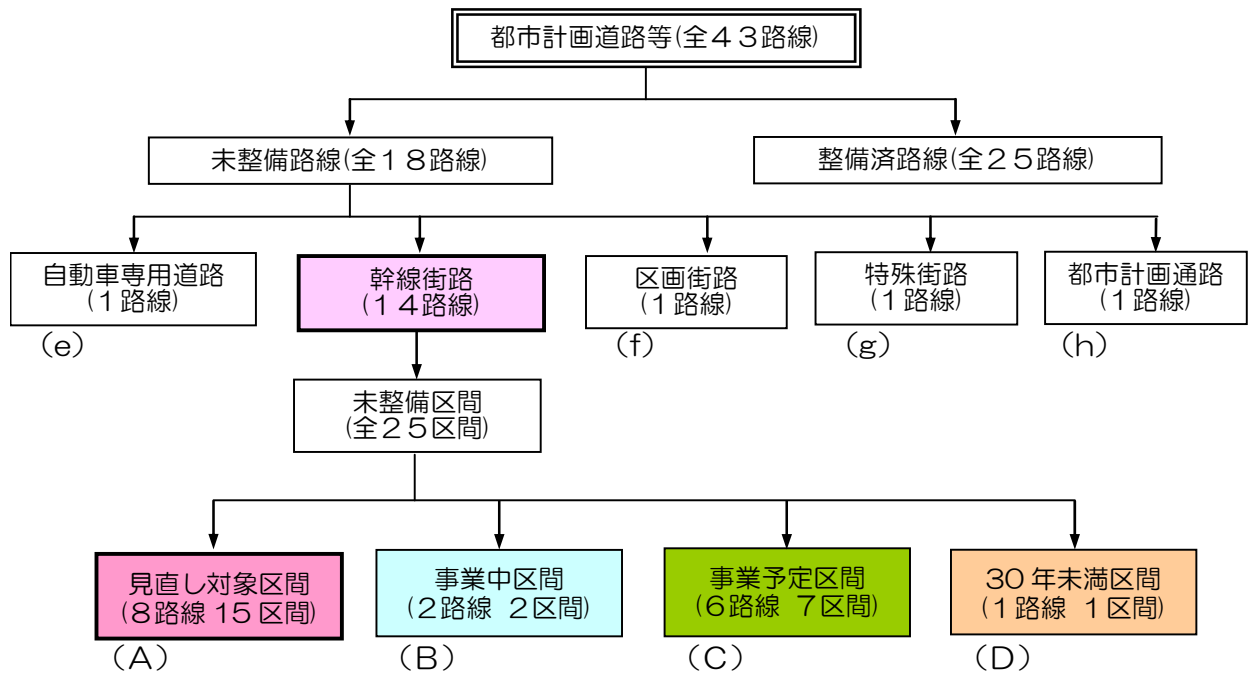
川西市の都市計画道路網の見直しは、以下に示す手順で実施する。



2) 見直し対象路線の抽出

川西市の都市計画道路等(全43路線)の未整備路線は全18路線で、その内幹線街路の未整備路線は14路線で25区間となっている。(ここでの区間は、都市計画道路相互の交差点、都市計画道路整備状況、道路の管理区分及び現道との交差点等を考慮して設定している。)

この内、事業中路線(区間)、事業予定路線(区間)、都市計画決定後30年未満の路線(区間)を除いた8路線(15区間)を見直し対象路線(区間)とする。



<都市計画道路等一覧表>

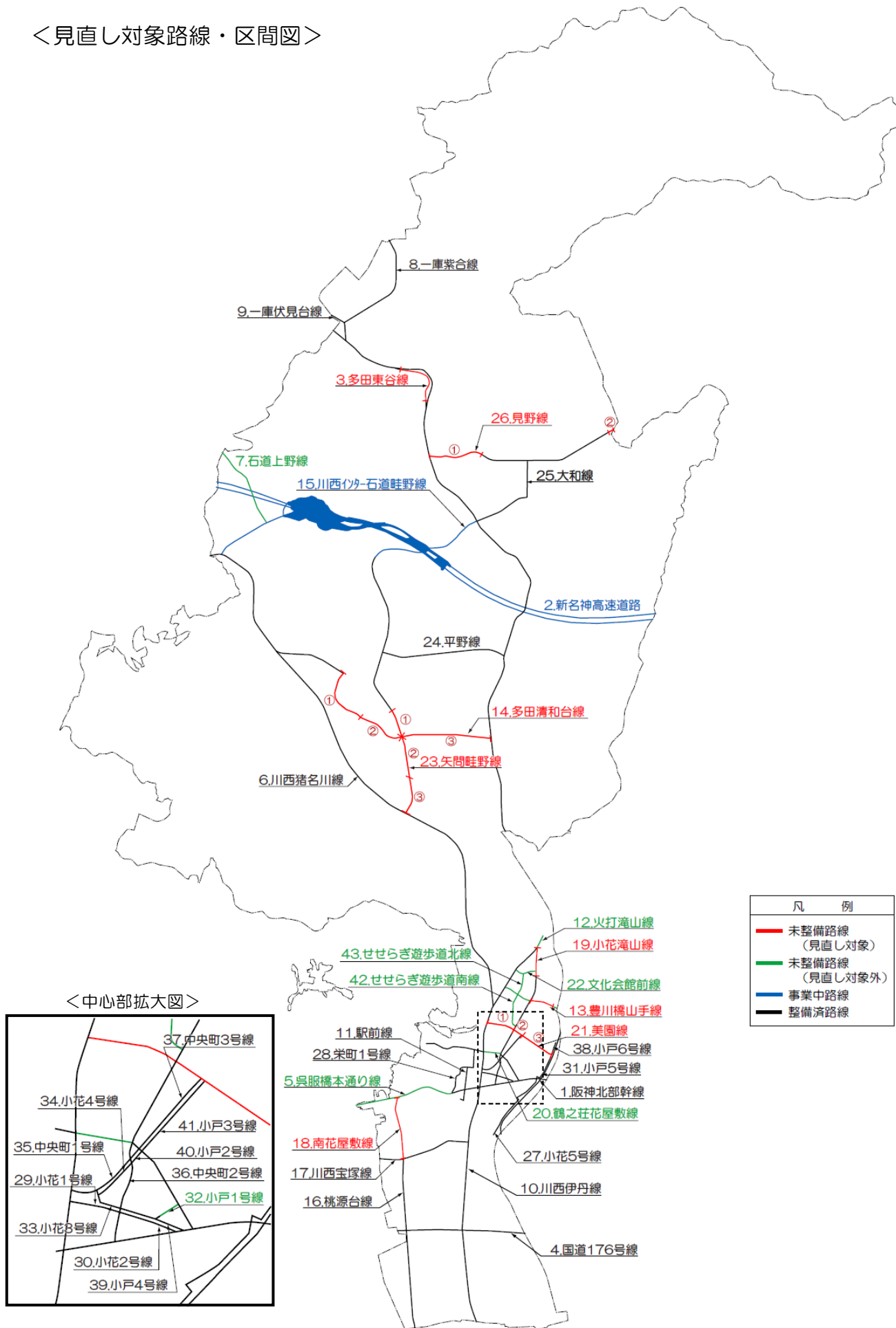
番号	都市計画道路名	区分	番号	都市計画道路名	区分
1	阪神北部幹線		23	矢間畦野線	A B
2	新名神高速道路	e	24	平野線	
3	多田東谷線	A	25	大和線	
4	国道176号線		26	見野線	A
5	呉服橋本通り線	C	27	小花5号線	
6	川西猪名川線		28	栄町1号線	
7	石道上野線	D	29	小花1号線	
8	一庫紫合線		30	小花2号線	
9	一庫伏見台線		31	小戸5号線	
10	川西伊丹線		32	小戸1号線	f
11	駅前線		33	小花3号線	
12	火打滝山線	C	34	小花4号線	
13	豊川橋山手線	A C	35	中央町1号線	
14	多田清和台線	A	36	中央町2号線	
15	川西インター石道畦野線	B	37	中央町3号線	
16	桃源台線		38	小戸6号線	
17	川西宝塚線		39	小戸4号線	
18	南花屋敷線	A	40	小戸2号線	
19	小花滝山線	A C	41	小戸3号線	
20	鶴之荘花屋敷線	C	42	せせらぎ遊歩道南線	g
21	美園線	A		都市計画通路	
22	文化会館前線	C	43	せせらぎ遊歩道北線	h

注) 事業中区間の矢間畦野線(1路線)、事業予定区間の小花滝山線、豊川橋山手線(2路線)は見直し対象区間の路線数と重複計上

<見直し対象路線・区間一覧表>

見直し対象路線			区 間
路線 番号	路線名	区間 番号	
3	多田東谷線	3-1	一庫1丁目(整備済区間端)～山下町(整備済区間端)
26	見野線	26-1	(都)多田東谷線～大和西3丁目(整備済区間端)
		26-2	大和東5丁目(整備済区間端)～兵庫県・大阪府境
14	多田清和台線	14-1	清和台東4丁目(整備済区間端)～多田大橋西詰(川西篠山線)
		14-2	多田大橋西詰(川西篠山線)～(都)矢問畦野線
		14-3	(都)矢問畦野線～(都)多田東谷線
23	矢問畦野線	23-1	緑台5丁目(整備済区間端)～(都)多田清和台線
		23-2	(都)多田清和台線～(主)川西篠山線
		23-3	(主)川西篠山線～(都)川西猪名川線
19	小花滝山線	19-1	(都)文化会館前線～(都)火打滝山線
13	豊川橋山手線	13-1	(都)小花滝山線～能勢電妙見線
21	美園線	21-1	(都)火打滝山線～(都)小花滝山線
		21-2	(都)小花滝山線～能勢電妙見線
		21-3	能勢電妙見線～(都)小戸5号線
18	南花屋敷線	18-1	全線〔(都)呉服橋本通り線～(都)川西宝塚線〕

<見直し対象路線・区間図>



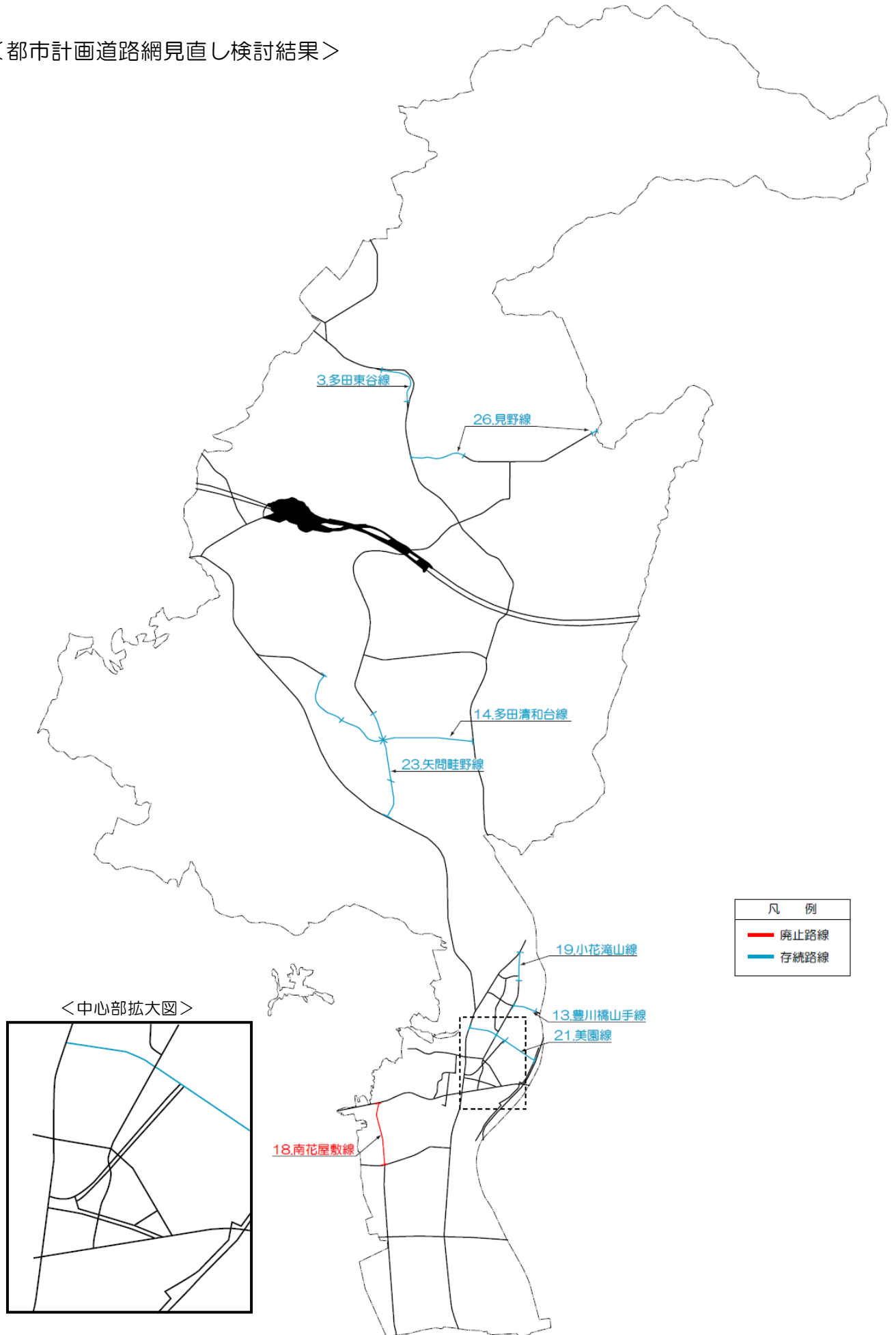
3) 都市計画道路網見直し検討結果

都市計画道路の「道路機能による必要性の評価」、及び「将来交通流動からみた路線の必要性の評価」により見直しを行った川西市都市計画道路網の見直し検討結果は以下のとおりである。

<都市計画道路網見直し検討結果>

見直し対象路線			道路機能からみた必要性の評価		将来交通流動からみた必要性の評価	見直し対象路線の位置づけ	評価の理由
路線番号	路線名	区間番号	必要性	路線の評価			
3	多田東谷線	3-1	必要性がある	存続路線	—	存続路線	道路機能からみた必要性があることから、存続路線とする。
26	見野線	26-1	必要性がある	存続路線	—	存続路線	道路機能からみた必要性があることから、存続路線とする。
		26-2	必要性が低い				
14	多田清和台線	14-1	必要性が低い	検討路線	必要性がある	存続路線	道路機能からみた必要性は低いが、将来交通流動からみると整備されない場合に周辺道路網に与える影響が大きいことから必要性があり、存続路線とする。
		14-2	必要性が低い				
		14-3	必要性がある				
23	矢間畦野線	23-1	必要性が低い	検討路線	必要性がある	存続路線	道路機能からみた必要性は低いが、将来交通流動からみると整備されない場合に周辺道路網に与える影響が大きいことから必要性があるとともに、新名神 IC へのアクセス路線としての必要性から、存続路線とする。
		23-2	必要性が低い				
		23-3	必要性がある				
19	小花滝山線	19-1	必要性がある	存続路線	—	存続路線	道路機能からみた必要性があることから、存続路線とする。
13	豊川橋山手線	13-1	必要性がある	存続路線	—	存続路線	道路機能からみた必要性があることから、存続路線とする。
21	美園線	21-1	必要性が低い	検討路線	必要性がある	存続路線	道路機能からみた必要性は低いが、将来交通流動からみると整備されない場合に周辺道路網に与える影響があることから必要性があるとともに、土地区画整理事業の関連もあり、存続路線とする。
		21-2	必要性が低い				
		21-3	必要性が低い				
18	南花屋敷線	18-1	必要性が極めて低い	廃止候補	必要性が極めて低い	廃止路線	道路機能からみた必要性、将来交通流動からみた必要性がともに極めて低く、周辺に代替路線があることから廃止路線とする。

<都市計画道路網見直し検討結果>



4) 今後の長期未整備都市計画道路網の見直しについて

今回の都市計画道路網の見直しについては、新名神高速道路及び関連都市計画道路事業、中央北地区土地区画整理事業など現時点で計画されている事業について予測可能な事案を考慮し、「道路機能からみた必要性」及び「将来交通流動からみた必要性」からの評価を行い、その評価結果に基づき、存続路線・廃止路線の位置付けを行った。

今回の見直しにより、「存続路線」と評価された路線については、将来にわたって計画的な整備が必要であるが、厳しい財政状況が続く中で、必ずしも早期に事業に着手できない路線が含まれることが想定される。また、今回の見直しでは対象としなかった都市計画決定後30年未満の路線も含まれている。

そのため、都市計画道路網の見直しは、新名神高速道路の開通や中央北地区土地区画整理事業の計画進展等の状況も考慮した上で、今後とも適切な時期に実施していく必要があると考えている。